

とらばさみの使用禁止の徹底について

島内において、『とらばさみ』にかかった野犬が保護される事案が発生しました。

鳥獣保護管理法により、無免許、無許可で有害鳥獣を捕獲することは禁止されています。また、現在、狩猟による『とらばさみ』の使用も禁止されています。違反した場合は、罰金又は懲役に処せられます。

人や動物に怪我を負わせないためにも、危険な『とらばさみ』の使用は絶対にやめましょう。



下松市農林水産課 Tel0833-45-1845